

○「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格等の設定について」新旧対照表

新	旧
<p>工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定内規の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。 ① 業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ ② 業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額が、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」第3の1の(1)のイからオ又は第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、次のとおりとする。 (1) 測量、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の<u>10分の8.1</u>を超える場合にあつては、予定価格に<u>10分の8.1</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。 (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定内規の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。 ① 業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ ② 業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額が、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」第3の1の(1)のイからオ又は第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、次のとおりとする。 (1) 測量、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の<u>10分の8</u>を超える場合にあつては、予定価格に<u>10分の8</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。 (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>